

急速充電設備に関する火災予防条例の一部改正

電気自動車等に充電するための設備は、その全出力が20キロワットを超え50キロワット以下のものを「急速充電設備」として、千曲坂城消防組合火災予防条例第11条の2で規制していましたが、電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴い、高出力の急速充電設備の普及が見込まれることから、次のとおり改正を行いました。



主な改正内容

- 全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大
- 全出力の上限を拡大したことに伴い、火災予防上必要な措置を追加
- **50キロワットを超える急速充電設備**については、**消防署への届出を義務付け**

届出方法

届出様式は、千曲坂城消防本部のホームページから[ダウンロード](#)できます。

千曲市・坂城町に設置する場合には、設置する場所を管轄する消防署に提出してください。

なお、千曲市・坂城町以外に設置する場合には、設置する場所を管轄する消防本部にお問い合わせください。

新たな設置基準

建築物からの距離、充電コネクタの落下防止措置、温度や制御機能等の異常を検知した場合の自動停止措置が追加

施工日

令和3年(2021年)4月1日



問い合わせ先
千曲坂城消防本部
予防課 予防係
電話 (代)026-276-0119